

事 務 連 絡
平成 26 年 10 月 23 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反被疑者の検挙について（情報提供）

日頃より産業廃棄物対策に御尽力いただきまして感謝申し上げます。

さて、今般、警視庁より廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の違反事例について、別添のとおり情報提供がありましたので、周知いたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 34 号）において、土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）に伴い生ずる廃棄物（以下「建設系廃棄物」という。）の処理責任を明確化しました。これは、建設系廃棄物の排出事業者責任を明確にし、廃棄物処理に係る適正かつ効率的な行政運営によりその適正処理を確保し、ひいては生活環境の保全に資するため、建設系廃棄物については、解体工事等の個別の工事の作業を担当している下請負人ではなく、当該工事を発注者から直接請け負い、その全体を掌握して総括的に指揮監督・管理している元請業者が排出事業者として処理責任を負うこととしたものです。

当該法の趣旨を踏まえ、貴職におかれましては、今般の事案も参考に、自区域内の建設業者等の事業者に対する建設系廃棄物の処理に係る指導徹底及び建設廃棄物の不適正処理の防止等に努めていただきますよう改めてお願いいたします。また、本事案につきまして、関係団体や貴自治体内の関係部局に対して貴職より周知をお願い申し上げます。

【担当】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課 西川、香田

電話：03-3581-3351（内線 6878）

FAX：03-3593-8264

E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp

廃棄物処理法違反による事件概要

元請業者

(株) アイダ設計
埼玉県さいたま市

A

B

C

委託基準違反

解体工事と当該工事
に伴って生じる廃棄物
の処分を依頼

1次下請け業者

(株) ワークシェアリング
東京都八王子市
※産業廃棄物処理業の許可なし

D

受託禁止違反

解体工事と当該工事
に伴って生じる廃棄物
の処分を依頼

2次下請け業者

(株) ボイスよこはま
神奈川県横浜市
※産業廃棄物処理業の許可なし

E

F

受託禁止違反

不法投棄
(捜査中)

※ A ～ F は被疑者を表す。

生 環 第 1 第 3 8 7 号
平成 2 6 年 1 0 月 2 3 日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課長 殿

警視庁生活安全部生活環境課長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反被疑者の検挙について（情報提供）

警視庁生活安全部生活環境課は、見出しの事件を捜査中のところ、本日までに被疑者3名を逮捕するとともに、被疑法人3社と被疑者3名を東京地方検察庁立川支部へ書類送致した。

このような不適正処理事案が再度発生することがないよう情報提供する。
また、都道府県等の産業廃棄物担当部局にも貴職より周知願いたい。

- 1 検挙年月日
平成26年10月23日送致
- 2 被疑者
 - (1) 委託基準違反（平成26年10月23日書類送致）

被疑者 A男 39歳
住 居 埼玉県さいたま市居住
職 業 会社員

被疑者 B男 55歳
住 居 千葉県船橋市居住
職 業 会社員

被疑者 C男 42歳
住 居 埼玉県草加市居住
職 業 会社員

【法 人】
所在地 埼玉県さいたま市
商 号 株式会社アイダ設計
 - (2) 受託禁止違反（平成26年10月21日通常逮捕）

被疑者 D男 41歳
住 居 東京都八王子市居住
職 業 会社役員

【法 人】
所在地 東京都八王子市
商 号 株式会社ワークシェアリング



(3) 受託禁止違反（平成26年10月21日通常逮捕）

被疑者 E男 47歳

住 居 神奈川県茅ヶ崎市居住

職 業 会社役員

被疑者 F男 42歳

住 居 神奈川県藤沢市居住

職 業 無職

【法 人】

所在地 神奈川県横浜市

商 号 株式会社ボイスよこはま

3 事案の概要

解体工事を受注した元請業者から、当該工事に伴って生じた廃棄物の処理を含めた当該工事に係る一切の作業を請負った孫請け業者が、現場から生じた建設産業廃棄物である木くず、廃プラスチック類、陶磁器くず、金属くず、がれき類の混合廃棄物（重量合計約17トン）の処分代金を工面することが出来ず、過去に自社が請負っていた解体工事現場の跡地である造成地内に、廃棄物を投棄した事犯である。

投棄された建設廃棄物を検証し、排出源や関係先について捜査したところ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の不適正な委託行為から起因する不法投棄事犯であることが判明したことから、関係先の捜索を実施し、押収した証拠品等の分析をしたうえ、関係者からの事情聴取を実施した結果、委託基準違反、受託禁止違反が明らかになったものの。

4 適用法令・罰条

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

ア 委託基準違反

規定 第12条第5項

罰則 第25条第1項第6号

（5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科）

両罰 第32条第1項第2号（1,000万円以下の罰金）

イ 受託禁止違反

規定 第14条第15項

罰則 第25条第1項第13号

（5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科）

両罰 第32条第1項第2号（1,000万円以下の罰金）

(2) 刑法 第60条（共同正犯）

大手ハウスメーカー及び解体・産廃ブローカーが絡む組織的な廃掃法違反事件

排出源 東京都渋谷区T邸新築工事(約13坪)

解体費用 約63万円

被疑法人(委託基準違反)
元請業者

㈱アイデア設計

被疑者A

被疑者B

被疑者C

丸投げ(53万円で委託)

約10万円の儲け

被疑法人(受託禁止違反)
解体請負・産廃ブローカー

㈱ワークシェアリング

丸投げ(40万円で委託)

13万円の儲け

被疑法人(受託禁止違反)

㈱ボイスよこはま

被疑者E

被疑者F

投棄場所

東京都多摩市造成地



不法投棄